

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成29年2月22日（水）15:46～15:59

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

是澤 裕二 環境省水・大気環境局土壌環境課長

小俣 大明 環境省水・大気環境局土壌環境課係員

<事務局>

坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業について

3 閉会

○事務局 環境省に来ていただいております。「国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業」について、本件は一昨年の2015年の日本再興戦略に記載されました自然由来の汚染土壌の取扱いに関する新たな仕組みの構築でございまして、国家戦略特区において試行的に開始をしたものを全国的措置にこれ以降は反映していくということで期待されていますけれども、こちらの全国展開ということで今回はやられるということで御説明をいただくというのが一点と、もう一点ですけれども、昨年、特区の区域会議において東京都から要望があった件につきましても、その後、4月にワーキンググループを開催させていただいたときに、環境省から中央環境審議会で審議をされるということそのときに資料の中で書いていただいている、昨年12月の中央環境審議会の答申の中に、その方向性、今後の対応ということで示されているので、その点についても今後の法律の閣議決定に盛り込むことも含めて触れていただければということで、今回はお越しいただいております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところをお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、早速、今度の件について御説明をお願いいたします。

○是澤課長 それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

申し遅れました。環境省土壤環境課長の是澤でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料でございますが、まず、認定調査の関係から御説明をさせていただきます。横長の資料でございます。表紙をめくっていただきまして、まず、おさらいになりますけれども、土壤汚染対策法に基づく認定調査がどのような仕組みかということで説明をしております。土壤汚染対策法に基づきまして、土壤の汚染が確認されて指定された区域、これは「要措置区域等」と呼んでおりますが、その要措置区域等から区域外に搬出する土壤につきましましては、許可を受けた汚染土壤処理施設に搬出することが原則となっております。

しかしながら、この区域内の土壤であっても、認定調査というものを行いまして、全ての特定有害物質について基準に適合していることが確認できれば、健全土壤として取扱うことができる、どこに持って行って使ってもよい、そのような仕組みが設けられてございます。

ただ、現在この認定調査につきましましては、全ての有害物質について試料採取を行って基準適合を確認するようになっておりまして、中々調査費用もかかりますし、あまり活用が進んでいなかった状況がございます。

めくっていただきまして、3ページ目になりますけれども、この認定調査につきましまして、平成27年12月に国家戦略特区での特例措置を設けております。内容は、そこがございますとおり、自然由来の特例区域、これは全ての指定区域ではなくて、自然由来で汚染が見つかって区域指定されている場所について、国家戦略特区においては、自然由来特例区域におけるその認定調査の調査項目をその区域指定のときの根拠となった物質に限定するという特例措置を設けております。

本件につきましまして、東京都全域と大阪府全域に適用されることとなっております、下のほうの表にございますように、大阪府において2件適用事例がございます。右のほうになりますけれども、認定調査の対象としたのが、上の段は4,658m³ほどの土を調査して、そのうち2,780m³については正常な土壤であると認定を受けて、活用されている状況でございます。

めくっていただきまして、この特例措置を設けたことなども踏まえつつ、今般、中央環境審議会での今後の土壤汚染対策のあり方について議論をし、全国的な措置について検討した次第でございます。なお、今回の中央環境審議会における検討と言いますのは、前回の土壤汚染対策改正法の施行から5年を経過したことを踏まえまして、施行状況全般について見直しを行って、改善すべき点を改善するというところで審議をしたものでございます。

認定調査に関する内容をそこに書いてございます。最初のパラグラフにつきましましては、私が冒頭に申し上げたような内容でございます。全ての有害物質について最終測定を求めている、あまりまだ活用されていないような状況がある。

一方で、自治体のアンケートからすると、区域指定の対象物質以外の物質について基準不適合が判明した事例がほとんどないということでございます。

それを踏まえて、以下のア、イ、ウとありますような改善をしてはどうかという内容になっております。ア、イ、ウの前段の параグラフのところに要点が書いてございますけれども、今の認定調査の仕組みについて、前提条件は色々あるのですけれども、あらかじめ地歴調査という文献調査をベースとしたものにおいて、全ての特定有害物質について汚染の恐れの有無を確認して指定された場所については、認定調査を実施する際の試料採取等の対象物質を原則として区域指定に係る特定有害物質に限定する制度にしてはどうかということでございます。

ですから、ここで御提案いただいたのは、自然由来の特例区域はもちろんですけれども、それ以外の人為由来の汚染のあるような区域についても認定調査の対象を広げてはどうかということで整理をされております。

しかしながら、自然由来の土壌汚染ではなくて、人為由来のものも含めるに当たりましては、若干追加で配慮すべき事項がございまして、それで加わったものがございます。何かと言いますと、アの部分はどちらも同じですが、区域指定の後に新しく汚染が見つかったものは追加でやらなければいけませんということでございます。

イの部分は、自然由来ではなく人為由来の汚染に特有のものでございますけれども、特定有害物質の調査というのもステップを踏んで絞り込んでいって調査をしておりますが、最初の段階で土壌ガス調査というものをやって、そこで検出がされませんと、深度方向、深い方向の試料採取は行わないというのが原則になっております。

しかしながら、最初これについては例外的にその土壌ガスが検出されなかったけれども、周辺では見つかった物質につきまして、区域指定のときの対象となっていない物質が認定調査の際に見つかったというケースもございますので、そういったところについては、調査対象に加えるべきだという御議論がございまして、こういうイの要件に該当するものについては追加することとしております。

ウも、人為由来の汚染物質、主に揮発性の有機化合物に特有の話でございますけれども、分解生成物というものがございます。元々の有害物質が地中で分解してできるような物質がございます。そういったものについては認定調査の際に対象とすべきだということで、人為由来の汚染を対象にしているということで、このイとウという部分が基本的には追加にはなっておりますけれども、考え方としては、区域指定の際の対象物資をベースに認定調査をしていくということで、制度化してはどうかという提言をいただいております。

現在この提言に沿いまして、土壌汚染対策法の見直しを進めていく中で、この調査自体は法律事項ではなくて、関係省令になりますけれども、制度全体の見直しと合わせて制度化する方向で、今検討をさらに進めているところでございます。

もう1件、申し訳ございません。こちらは東京都から御要望があった件でございます。これも自然由来の特例区域のお話でございますけれども、自然由来の汚染物質が原因で区

域指定された場所については、同じ地層に由来する汚染物質が原因で指定された別の区域に移動させることも可能とすべきではないかという提案をいただいたところでございます。

本件につきましても、昨年4月に行われましたこのワーキンググループにおきまして、3ページ目のところになりますけれども、私どもの考え方として、今般この中央環境審議会において土壌汚染対策のあり方について審議を行う中で、必要な措置を講じていきたいということで御説明したところでございます。

本件につきましても答申をいただいております、最後のページになりますけれども、全体として自然由来・埋立材由来基準不適合の取扱いについて整理をしている中で、中ほど下にア、イ、ウとございまして、その資源の有効利用としての観点から適正な管理のもとで次に掲げる移動や活動を可能とすべきということで提言をいただいております。

東京都からお話があったような自然由来の特例区域の間、もう一つ、似たような区域として埋立地特例区域というのもございます。同じ埋立材で埋め立てられた区域でございすけれども、そういう区域の間では土壌の搬出を届出の上、可能とする制度にしてはどうかということでございます。

本件につきましても、これは基本的には法律事項になりますので、今土壌汚染対策法の改正案を調整の作業中でございますけれども、その中で盛り込む方向で、今政府部内、関係者との調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

4ページのア、イ、ウの中で、特区で制度化されていたものと、いなかったものを区分していただけますか。

○是澤課長 アの部分は、特区の中でも制度化をしていただいております。説明を省きまして申し訳ございません。要するに、これは区域指定の後に新たな汚染が見つかったようなもので、これは特区の中でも対象にしております。

イとウというのは、自然由来の汚染物質とは別の人為由来の特有の観点でございますので、特区の制度の中には入っておりません。

○八田座長 分かりました。

それでは、八代委員、何かありますか。

○八代委員 特にございません。結構です。

○八田座長 それでは、どうも御報告をありがとうございました。

全国地域に広がって、また他のことも広がって大変良かったと思います。今後ともよろしく願いいたします。